

裁判員経験者意見交換会議事録

1 日 時 平成30年2月27日（火）午後2時30分から午後4時30分まで

2 場 所 大津地方裁判所裁判員候補者待機室

3 参加者等

裁判員経験者 8人

司会者 今井輝幸（大津地方裁判所判事）

裁判官 伊藤寛樹（大津地方裁判所部総括判事）

検察官 大和谷 護（大津地方検察庁検事）

弁護士 永芳 明（滋賀弁護士会所属弁護士）

司法記者クラブ記者 5人

4 議事要旨

所長： 大津地方裁判所長の大鷹でございます。

本日は、裁判員経験者意見交換会に8人の裁判員経験者の方々に御参加をいただきました。裁判員経験者の皆様には、裁判員として重責を果たしていただいた上に、このような意見交換会に参加していただきまして、心からお礼を申し上げます。ありがとうございます。

さて、大津地方裁判所で開催する裁判員経験者の意見交換会は、今回で8回目となります。

最初にこの意見交換会の趣旨を御説明させていただきます。平成21年5月に裁判員制度が始まってから、昨年5月で8年が経過しまして、大津地方裁判所でも多くの方々に裁判員として裁判に参加していただきました。

裁判員の皆様には、裁判終了直後にアンケートなどでも御意見を伺っておりますが、裁判員裁判を経験されてしばらくたったこの時点で、改めて裁判員としての経験を振り返っていただき、率直な御意見、御感想をお聞きしたいと思います。

います。

伺った御意見などを今後の裁判員裁判の運用に生かし、わかりやすく充実した裁判員裁判につなげていきたいというのが、この意見交換会の趣旨でございます。

本日は、裁判官、検察官、弁護士の法曹三者にも参加していただいておりますので、制度をよりよいものとしていただくために、法律家がどのような工夫や努力をする必要があるのか、厳しい御意見も含めて、率直な声をお聞かせ願えれば幸いです。

また、本日は報道関係の皆さんも参加されております。報道を通じて、裁判員経験者の皆様の生の声を県民の方々にもお届けすることによって、今後参加される方に裁判員裁判について、正確なイメージを持っていただき、安心して参加していただければとも思っております。ぜひとも、活発な意見交換をお願いしたいと思います。

司会者： 大津地方裁判所刑事部の裁判官の今井です。

それでは、ここから私の進行で裁判員経験者の意見交換会を進めさせていただきます。本日は裁判員経験者の皆様、8名もの方にお集まりいただきまして、まことにありがとうございます。

先ほどの所長の挨拶にもありましたけれども、裁判員の皆様から活発に御感想、御意見を述べていただくということをお願いしたいのと同時に、今日法曹三者、弁護士、検察官、裁判官からも1名ずつ参加していただいておりますので、経験者の方の御発言について御質問等あれば、遠慮なく御質問いただければと思います。

それでは、この会に参加している法曹三者の方につきまして、簡単に自己紹介をお願いしたいと思います。

検察官： 大津地方検察庁の検察官の大和谷です。本日は、裁判員経験者の皆様の率直かつ忌憚のない御意見、御感想を聞かせていただいて、これからの

職務にぜひ参考にさせていただきたいというふうに思っております。今日はどうぞよろしくお願ひいたします。

弁護士： 滋賀弁護士会の弁護士の永芳です。弁護士会としても、裁判員の皆さんが弁護士の活動をどのように見ておられたのかということをとても関心を持っております。皆さんからお聞きしたこと、よかったこと、悪かったことを問わず、率直にお聞きをして、これからの弁護人の活動に生かしていきたいと思っております。今日はどうぞよろしくお願ひいたします。

裁判官： 大津地方裁判所の裁判官の伊藤です。皆様と再会できて、本当にうれしく思っております。今日は改めて皆様から忌憚のない意見を伺う機会として、非常に貴重な機会でございますので、裁判官として密に接しさせていただきましたが、至らぬ点が多かったと思います。どうぞ遠慮なく、御意見をおっしゃっていただくようお願い申し上げます。

司会者： それでは、早速これから意見交換に入らせていただきたいと思います。まず、裁判員経験者の方の呼び方なのですが、1番から8番までの番号で呼ばさせていただきますので、よろしくお願ひします。

意見交換会の進め方については、進行予定表に従って進めていきたいと思ひます。今回の意見交換会のテーマですけれども、実際の法廷における検察官、弁護人の主張ですが、主に冒頭陳述、あるいは論告弁論といったものがあると思ひます。それから、証明、立証についてですが、これは、証拠書類の場合と、それから証人や被告人など、人間の場合とがあると思ひますが、それについてどのように受けとめ、あるいはどのように感じられたかということが1点目です。

それからもうひとつは、今度は評議室の方に場所を移しまして、裁判官と裁判員の皆様がチームとして議論をされた。その中で、刑の重さをどのように決めていったかということについてお聞きします。この2つが、今日の最大のテーマになっております。

それでは最初に、皆さんがそれぞれどんな事件を担当されたかということ、私のほうで簡単に御紹介して、その事件を担当した裁判員の経験者の方に御感想などをお聞かせいただくという形で入りたいと思います。

それでは、まず1番さんと2番さんですけれども、1番さんと2番さんの事件は共通で、強制わいせつ致傷事件でした。徒歩で通行中、歩いていた被害者に対して、わいせつな行為をしようと考えた被告人が、背後から両手で口を塞ぎながら押さえつけて、路上にひざまずかせて、抵抗して逃げようとした被害者を転倒させてけがをさせたという事件になります。最初に1番さん、裁判員裁判を経験しての御感想や御意見をお願いいたします。

裁判員経験者1： 簡単な感想としましては、この前、12月ごろに最初に最高裁から手紙みたいなのが届きまして、そこで身近には感じれなかったもので、封筒を開けてみたら、裁判員裁判で選ばれたということで、記載してポストに投函しまして、そこから二、三カ月経ってまた新しい封筒が届いて、こんなに早く選ばれるのかなという感想と、もともと始まった当初からやってみたいという思いがあったので、やっとな私の番になったのかなというところが、率直な感想でした。

経験してみてもの意見なんですけども、法廷というところも初めて入らせていただいて、裁判官の方がいらっしゃるところから眺める風景というのが、とても気持ちがよかったというか、いいなという感想しかないですね。

私は全部含めて2日間ぐらいしか経験しなかったんですけど、ふだんかわらないことですので、とても毎日が新鮮で、とてもよかったかなと思ってます。また選ばれたらやりたいなというふうには感じた裁判員活動でした。

裁判員経験者2： 私もこの制度が始まったときから、当たったらやってみたいという希望はあったんですが、現実問題、先ほど1番さんが言ったとおり、12月にそういう書類が来て、まあまあ当たればいいな程度で全て整えて出して、最終的にここで抽選されるときにも、ここまで来たけども、帰らなあかん

のかなというのが正直なところで、実際それが当たって裁判員になりました。

実際のところ、今まで自分が裁判を受けることも、相手をももちろんこんな初めて、判断することもなかなかできないし、それからあと、今まで普通に行われてる裁判そのものの量刑とかに関しても、どういうふうにやってるんだろうと思っていました。今回こういうふうに裁判員裁判を経験させていただいたことによって、人の量刑を決めていく難しさというのを非常に痛感させていただいた、いい勉強をさせていただいたと思っております。

司会者： 次に、3番さんと4番さんの事件、これも共通ですけれども、殺人未遂の事件でした。被害者に対して殺意を持って背中を刃物のような物で突き刺したけれども、けがをさせるにとどまったという事件になります。

では、3番さんと4番さんの御経験についての御感想をお願いいたします。

裁判員経験者3： 1番さん、2番さんが言われてたように、年末に封筒が来たときに、何か私、悪いことしたかなと最初にまず思って、急いで開けて、裁判員候補者に選ばれたということがわかって、職場の方に、選ばれたので、今後もしかしたら裁判員で行かないといけないというようなことをしゃべってたんですけど、あまりそういう経験をしたことがある人がなかったの、自分もどういうふうに進んでいくのかが全くわからず、候補者が集まったところでいろいろ話を聞いて、こういう感じで進んでいくのかというのがわかった感じでした。

くじで選ばれると書いてあったので、自分がかくじを引く印象で来たんですけど、実際は全然違って、そういう感じなんやという感じで選ばれて、裁判に臨んだという感じです。

評議とか裁判、法廷のところとかもそうなんですけど、ずっとここにいてないといけないというのが、ちょっとどうしても仕方がないんですけども、裁判員になった皆さんと一緒に運動というか体操する時間でもあればいいのになというふうな話をしていました。

何より一番に思ったのは、これは殺人未遂の事件でしたけれど、本当にもし殺人事件だったら私はどんなにブルーな気分になりながら裁判に臨んだんだろうなということを思っています。

あと裁判官の皆様とか検察官とか弁護士の方々には、とてもわかりやすく説明してもらったと思うんですけども、やっぱり初めてなので、専門用語とかはわかりにくくて何回か聞いたりしたことがあったので、それはちょっと勉強すればよかったかなという感じです。

裁判員経験者 4： 私は前の方と同じで、ある日突然封筒が届き、何かというので開けて見ました。私は裁判員制度そのものはもちろん存じ上げていたんですが、これは国民の義務であると思ってますので、参加するについては当然イエスという返事をしました。裁判員に選んでいただけまして、大変いい機会をいただけたと本当に思っております。なかなかそういう経験をするものもないし、そんなことでもない限り、こんなのはテレビの中か本の中の世界だというのが、多分それで一生終わる予定だったんですけども、そうならずいい経験をさせていただきました。やっぱり選ばれて、全くこの世界、何にも予備知識がありませんでしたので、1日ずつ、だんだん自分の責任の重さというのを感じてきました。終わった後も、やっぱりあれでよかったのかなと。もう事件のことを忘れないといけないね、守秘義務もあるもんねと言い聞かせながら、やっぱりちょっと反すうすることもありました。ちょっとテレビのドラマの見方も変わったような気がしましてね、それ以来。本当にいい経験をさせていただきました、ありがとうございました。

司会者： それでは、次に、5番さんと6番さんの事件、これは共通の事件になります。現住建造物等放火の事件でした。被告人が2人がいて、被害者方などに放火しようと考えて、一緒になって被害者が使用していて被害者がいる居宅の前で、その家に燃え移るということを認識しながら、車にガソリンをまいて、ライターで火をつけた。その火を家に燃え移らせて、1階の壁や天井を燃

やした。そういう放火の事件になります。

では、5番さんと6番さんの御感想をお願いします。

裁判員経験者5； 率直に感想を述べさせてもらいますと、今回の経験はすごくよかったと思います。まず、裁判ということ自体、ほとんどかかわりのないものでありまして、緊張もしてましたけれども、裁判所の方々がすごくわかりやすく丁寧に知識も教えていただきまして、審理を進めることができました。それは非常によかったと思います。

ひとつちょっと裁判員制度に、問題点じゃないんですけども、やはり日程がちょっと厳しいかなというところは感じました。選ばれるか選ばれないかわからない日に行きまして、すぐ選ばれました、1週間会社休んでくださいと言われると、ちょっとさすがに厳しいところもありますので、その辺は改善していただければいいかなというふうに思います。

裁判員経験者6； こちらに来まして、選任されるというようなんですが、6名の裁判員の方が決まりまして、私は補充裁判員として選任をいただきましたんで、ちょっとは気楽だということなんですが、法廷では緊張しましたが、一番後ろの方に座らせていただいて、被告人はもとよりいろんな方が傍聴席におられ、裁判長の後ろ姿もよく見させていただくような立場にいたんですが、途中で補充から裁判員にさせていただいたというような流れがありました。そして、最初の法廷の初日でしたか、傍聴席に小学校高学年の生徒さんが法廷見学でお見えになったんだと思いますけど、事案が非常に重大なので、裁判の中でそういう子どもたちが一体何を感じておられるのかなという部分を感じました。今の若い方は、法律というか裁判というか、そういったものには厳しく理解をされておると思いますので、年をとればとるほど、こういった裁判についての理解と認識を持たないといかんのじゃないかと、今はそれをつくづく思っている次第でございます。

司会者； 続いて、7番さんの事件ですけれども、これは殺人未遂の事件でし

た。同僚に対して殺意を持って、頭などをスパナで数回殴打して、その同僚が死亡したと思い込んでその場を離れたんだけど、けがでとどまっていた。そういう殺人未遂の事件でありますけれども、7番さん、御感想はいかがでしょう。

裁判員経験者7： 私も最初から申し上げますと、封筒が来まして、そこでこちらの方に呼ばれた時点で、もう裁判員に選ばれるんだというふうな勘違いをしまして、いわゆる仕事のスケジュールを全部、1週間分調整しまして、こちらに参ったんですが、そこで初めて、ここでもう一回調整があるんだということに気づきました。幸いといたしますか、選ばれて、仕事のスケジュールを移動したのが役に立ったんですが、あそこで帰されたらどうなってたんだろうというところがありまして、事前のスケジュールをちょっと調整するのがサラリーマンは非常に厳しいかなというのを感じました。

今回の裁判の内容で、ここに挑んできたところが、やはりその加害者に対して、いわゆるすごい反省の念を持ってもらおうかというところで、みんなで決めて、検討したんですが、家に戻っていろいろ考えてみたりとか、いろいろ新聞とか雑誌とか見たときに、子どもに最近よく言うのが、今回の裁判員をさせていただいて一番わかったのが、手を上げたら負けだというのが非常に心に残りまして、飲酒運転もそうなんです、こういう量刑のことを非常に詳しく知ると、その内容が非常にわかりまして、そこから受けるいわゆる制裁というのが、非常にリアルにわかりますので、そういったところで抑止力になっていくのかなと。初犯の方にも抑止力になるような量刑になっていくのかなというのをすごく感じまして、自分自身もサラリーマンなんで手を上げることはないんですけども、そういったところも非常に子どもとかに影響を与えることができたのかなとっております。

あとは全般的には非常に楽しい時間を過ごさせていただきました。休憩時間にも裁判官が話をすごく盛り上げてくれて、いろんな話をさせてもらいました。

あと最後に帰って非常にうれしかったことがありまして、思ったよりも日当が多かった。アルバイトの感覚で臨んだので、当然、スズメの涙の程度のものかなと思ってたんですが、非常に満足する日当でした。非常に楽しい経験をさせていただきましてありがとうございます。

司会者：最後に8番さんの事件ですが、8番さんの事件も強制わいせつ致傷という事件でした。歩いていた被害者に対してわいせつな行為をしようと考えて、背後から抱きついてわいせつな行為をした。その際に被害者にけがをさせたという事件になりますけれども、8番さん、御感想いかがでしょうか。

裁判員経験者8：率直に言いまして、私はもう高齢だったので、まさか私が裁判員になるとは思っておりませんでした。心では一度この年でもやってみたいなという願望はあったんです。それが現実になりまして、ささやかな喜びといたら変な言い方ですけど、それを体験させてもらってありがとうございます。

司会者：全員の方から御感想をお聞きしていききましたけれども、ここから今日の2大テーマに入っていきたいと思います。

まず最初のテーマは、検察官と弁護士の主張立証活動についてです。主張については先ほども申し上げましたが、双方の冒頭陳述という形で証拠を調べる前にこんなことを証明していくつもりですということを述べられたと思います。それから、最後の段階では論告弁論という形で、検察官の御意見、弁護人の御意見が述べられたと思いますけれども、そういった主張の点。それから、証拠については書類の場合と供述、法廷で述べているお話等があるんですけども、これらについてわかりやすかったかどうかということです。

まず、主張について、冒頭陳述についてお伺いしたいと思いますが、もちろん刑の重さを決めるに当たって、その事実をまず確定するということが当然の前提になっていますので、その事実の争いについても含まれるという前提でお考えいただいても結構です。双方の主張、冒頭陳述について、どのような御感想

をお持ちになったのでしょうか。例えば双方が判断のポイントとなる部分がわかりやすかったかどうかといった点とか、お気づきの点、どなたかございますでしょうか。

裁判員経験者 1 : 冒頭陳述についてなんですけど、内容というよりも私が担当した裁判は、弁護士の方がすごく声が小さくて、最初何をおっしゃってるかがわからなくて、それとかわって検察官側の方はすごい元気がよくて、そこでイメージが何か、差がついた印象をすごく受けました。

証拠の取り調べのところなんですけど、こういうものなのかもしれないんですけど、全部写真ばかりだったんで、何か映像、動画とといいますか、そういうものもあるのかもしれないんですけど、私が担当させていただいたものは全部写真だったんで、ちょっとあんまりイメージが弁護士さんのほうも検察官のほうもつきにくくて、イメージというか想像のところ、裁判員の人と裁判官の人と会話する中で、こうなのかなという地図を広げたりして、そこは質問したりもしたんですけど。法律のことがわからないんで、動画がだめなのかもしれないんですけど、動画であったらもっとわかりやすいのかなと思いました。

司会者 : やっぱり声の大きさとわかりやすさ、大分差がついた感じなんですかね。

裁判員経験者 1 : そうです。

司会者 : 動画が証拠で、法廷で上映される場合もあると思うんですけども、写真が中心にはなると思いますので、そこが例えば撮影の方向とかちょっとイメージしにくかったということですか。

裁判員経験者 1 : そうですね。

司会者 : ほかの皆さんは、いかがでしょうか。

裁判員経験者 6 : 私の事案は難しいんですけど、現住建造物等の放火ということで、夫婦がネットで知り合った被害者の住んでおるところに深夜、放火して、幸いにも人身には及ばなかったというような事案なんです。

したがいまして、被告人が2人いて、弁護士さんがそれぞれ被告人AとB、別々についておられる、2人ずつですね。そういった形なので、人間関係といえますか、複雑なものがあるのを裁判の中で非常に検察官の方の冒頭陳述、あるいは弁護士、それぞれの部分で、要は資料となる証拠書類、こういったものが、検察官の資料と弁護士のAもBもそれぞれ資料の見え方といえますか、サイズが当然A3でカラーのビジュアルな資料をお出しいただいたり、あるいは逆にA4のサイズのレジメのような箇条書きで黒1色のレジメが二、三ページ続いたものもあったりして、非常に緊張した中で主張なりそういったものをどのように理解したらいいのかという部分でいけば、まずサイズが大きくて、カラーで、例えば学校の学習参考書のようにポイントが明確になっておるようなものの提示をしていただきますと、その場だけではなく後々の評議であったり、審理であったときに、ここはこう言うといったな、ここがここなんやなということで、たくさんの資料の中から見つけやすいといえますか、わかりやすくなります。そういったビジュアル的なものができたら、フォーマットのさせていただいたほうが、素人に見てみたらだんだんわかりやすくなるんじゃないかなということです。検察官の資料は非常にわかりやすかったんですが、弁護士のほうではそれぞれのお立場で全然違う資料が出るという違いがあって、ちょっとわかりづらさがありました。

司会者： 被告人が2人いて、それぞれ弁護人がついていて、それぞれ御主張されるということで、わかりやすくやっていただかないとちょっと混乱というか不統一というか、そういうところもあるということなんでしょうけれども、A3の1枚紙でカラーでということで、ぱっと見てわかりやすいということですね。

裁判員経験者6： はい。

Aの弁護人は文字だけであって、Bの弁護人さんはわかりやすかったのもので、その違いがあったんで、そういうフォーマットをできるだけまとめられて、な

おかつ、ビジュアルにされる工夫もしていただいたらどうかなみたいなことを感じました。

司会者： これは夫婦である被告人2名の事件で、それぞれの弁護人でスタイルが違って、片方がわかりやすく片方がわかりにくいということだったんですね。貴重な御意見だと思います。

ほかに冒頭陳述について、何かお感じになった方はおられますでしょうか。

裁判員経験者4： 私が感じたことなんですけど、加害者の人が薬物とアルコール、薬物といっても睡眠薬か何か飲んでて、しかもアルコール飲んでて、その後の犯行だったと言ってるんですけど、要は何かすごく記憶も曖昧だし、話がぶちぶち途切れるし、それから凶器も発見されなかったんですね。だから、犯行現場まで移動するんですけど、この人は運転免許を持っていない方なんですけども、なぜか車を持っててそこまで移動してるとか、考えていくといっても、事実として事件は起こってるんですけども、何だかそのつながりが非常に気持ちが悪いままに終わってるなというのがありました。でも、よく資料をまとめていただいていたんで、つながりのない部分はありながらも全体のビジョンは見たんで、それなりの結論に至ったんだと思うんですけど。

率直に言って、被告人としての責任を負えないとか、心身状態とか、極めてその辺の曖昧なところにいたんじゃないかなというのが、ちょっと残ってるのが印象です。だからどうだと言うんじゃないんですけども、そんな状況の中でもよくまとめていただいていたなと思っております。

司会者： 冒頭陳述がわかりやすかったということ、解明できないところもあるけど、ロードマップとしてはわかりやすかったという御意見ですか。

裁判員経験者4： そうです。わからないものをよくわかるようにしていただいたかなと思っております。

司会者： では、7番さん、いかがでしょうか。

裁判員経験者7： この事件に当たって、傷害罪なのか、それとも、殺人未遂

なのかというところが論点でして、その中でいろいろ証拠なんていうのが出てきて、その中で非常にわかりやすかったところが、実際に凶器として使われた物を持たしていただいたりとか、その道具の重量感とか、そういう固さとか、そういうのがわかったので、どれぐらいの気持ちでどれぐらいの力でというところを想像ができたので、それは非常にわかりやすかったです。

ただもう一方、画像の中の流血のところは、そっちの部分がちょっと加工されてて、いわゆるこちらの方にショックを与えないようなものになってたんですね。ただ、私自身は裁判員として挑んだときに、そういった画像も見せられるだろうという覚悟の上で挑んでますので、その辺はこちらの方のそういった留意があったと思うんですけども、比較的そういったところはもうちょっとそのまま出していただいてもよかったのかなというのは感じました。

司会者：冒頭陳述について御意見いただきましたけれども、今度は証拠の方にちょっと軸足を移しまして、例えば尋問とか、まず検察官、弁護人、尋問が上手だったかどうかとか、何を聞きたいのか、逆によくわからなかったとか、あるいは裁判員の皆様も直接質問できますので、直接被告人や証人に質問してみたという方は、それでどうだったか、御感想とか、証拠について書類やそういう人証という証拠について御意見をお聞きしたいと思います。

裁判員経験者2： 弁護士さんの声がちょっと小さくてなかなか聞き取りにくいところもあったんですけども、証拠に関しても、弁護士さんの声が小さい、なかなかわかりにくい。それに対して検察官は非常にしっかりと説明していただいてわかりやすかった。また、我々に出される資料も、先ほど1番さんからビジュアルに写したものだという話もありましたけども、僕は写真でよかったと思うんです。変にビジュアルだと、それが逆に想像されなくて、自分でそれが信じてしまう。逆に写真のほうが自分の中でまだ考えることができるという意味では、僕は証拠としては写真の方でよかったのかなと思っています。

証人の方が、被害者が直接来られて自分でお話をされるということがありま

して、なかなかこれは度胸があることやなと思いました。実際、わいせつ行為の被害者が出られることはまずないと思ったんですけども、その方が出ている話をしてくださったことによって、証拠も裏づけとして、ビジュアルとして見なくても写真でそこそこのものが頭に展開することができたので、非常に良かったんじゃないかなと思っております。

それと、これは証拠調べ、ちょっと難しいです。先ほど言った弁護士さんのお話が聞こえにくくて、内容がよくわからなくて、逆に検察官のほうが多いので、どうしてもそっちのニュアンスで頭が働いてしまうところがあったし、弁護士さんの方、何をしたい、どういうふうなことを望んでいるのか。量刑をどうしていきたいのかわからなかったし、検察官の方は当然証拠に基づいて、これはこうでこうでこんだけの量刑でみたいな話を、量刑とは言わないけど持ってくるんですけども、もう一つわかりにくかったところは正直あります。

証拠の方に関してはよくわかりましたし、評議のときの証拠に関しても、図面等を見させていただいて、大分わかりました。ただ、我々が裁判に対する知識がないのが若干自分としては情けなかったかなというのはありますけども、証拠の方としては全然問題なくなりましたし、私は非常にわかりやすかったと思っております。被害者が出てこられたというのが大きかったと思ってます。

司会者： 性犯罪の場合には、被害者の方がちょっと直接お越しになれないということで、調書の朗読、検察官が読み上げるという場合もあると思うんですけども、やっぱり来られたことによってよりわかりやすくなったという御意見ですね。

それから、弁護人の方の声が小さかったということと、声の小ささと別に質問の意図とかもわからなかったと。両方になるわけなんですか。

裁判員経験者 2： そうですね。

裁判員経験者 3： 冒頭陳述から証拠の取り調べについてということになると思うんですけど、冒頭陳述は裁判員に選ばれていきなり午後から始まったので、

とりあえず何か資料を初めに読ませていただいたんですけど、十分に理解できないまま、聞き逃すことがあってはいけないと思って、一生懸命メモをとっていたような感じです。証拠の段階でこの私が参加した裁判員裁判も、被害を受けた方が証人として来られて、その方がどういう体勢で刺されたのかというのを自分で裁判所で法廷のところで動きを実際にやっていただいたので、こういうことが起こったんやなということが実際にわかりました。

検察の方も質問を何回か繰り返す中で、被告人がお酒とか薬の影響を覚えるとか覚えてないとか言われなかったんですけども、意思を持って言いたくないということが検察の方の質問で明らかになったので、そういう影響が理解できました。とてもわかりやすかったと思います。

法廷で、被害者がどういうふうに自分が刺されたかというのを体現されたんです。こんな感じやったと思うみたいな感じで動きをされたんですね。なので、それを見て、あ、なるほど、この文章がこういうことなんやというのがわかって、初めは頭が真っ白だったんですけど、ちゃんと聞き逃さないようにと思ってた文章とその動作が結びついて、徐々に理解を深めていくことができたという感じでした。

司会者： 3番さんの事件は、正面から正面に刺した事件じゃなくて、ちょっと変わった体勢で刺してますよね。それについて被害者の方に法廷で再現してもらったという検察官の立証活動がわかりやすかったと、そういうことですね。

冒頭陳述から立証について裁判員経験者の皆様にいろんな御意見をいただきましたけれども、法曹三者のほうでこの機会に御質問ある方、おられますでしょうか。

検察官： 3番さんのお話のところで、被害者が実際に法廷に来て、動きを交えた証言をして、実際の被害の状況が頭の中に入ってきたというお話があったと思うんですけど、逆に言うと、検察官が冒頭陳述でそのときの動きとか状況というのを、おそらく言葉で説明して書面にも書いてると思うんですけど、な

かなかその言葉だけだとやはりちょっと理解しにくかったのかなというふうに聞いていて思って、動きを言葉で表すというのは非常に難しいなど。どういうふうな記載をしたらいいのかというのを協議していたものですから、そこは非常に悩んだ部分でしたので、どうしたらその部分、証言を聞く前の冒頭陳述の段階でも、こうした方がよりわかりやすいとか、あんまり書き過ぎない方がいいのかとか、あるいはもうちょっと詳しく書いてくれた方がわかりやすかったというのか、その辺り、何か御意見があれば、ちょっと教えていただきたいなというふうに思います。

裁判員経験者 3 : ちょっと今思ったのは、イラストとかで描いてもらうとどうやったのかなという部分はあるんですけど、写真とかイラストでこういう感じの刺し方をしたというのがあると、文章プラスで入ってきやすかったかなとは思っています。

裁判員経験者 4 : この部分はディスカッションしてたのでよく覚えてるんですけど、非常にわかりにくいやつなんで、イラスト等々でああいう文章に書けるのかどうか知りませんが、多分あれは会社の文章だったらイラスト入れないと通らないと思いますけど。何かそういう思いはしました。

司会者 : 5番さんと6番さんの事件は、被告人が2人おりまして、それぞれの被告人、違う弁護士さんをつけて、違う主張をしてたので、ちょっと複雑な事件だったと思うんですけども、主張立証について、これはわかりやすかったとか、これはちょっとよくわからなかったというようなことはございますか。

裁判員経験者 5 今回、被告人が2人ということで、内容を把握するのにちょっと時間かかったかなと。その内容を把握してる間にもう被害者の方の話が始まって、じゃ、質問と言われても、ちょっと内容を確認して、自分の中で頭を整理するまでにそういうおのおのが進行されていってしまったので、ちょっと後から、これを聞いておけばよかったなというようなことが多々ありましたので、その流れをもうちょっとゆっくりにしてもらえるとよかったかなと思いま

す。

司会者： それでは次に、大きな2つのテーマ、主張立証の最後の部分ですね。冒頭で申しましたが、論告弁論というのがありまして、証拠を取り調べる手続が終わった後に、事実の認定や刑の重さについて検察官が論告、求刑をされます。そして、弁護人が最終弁論されますけれども、この量刑事情についての論告弁論について、皆様の御意見、御感想をお聞きしたいと思います。

論告弁論について、それぞれの内容について、理解はどうだったでしょうか。わかりにくいところとか、このようにすればもっとよくなるという御意見はございましたでしょうか。あるいは、たまに目にするのですけれども、冒頭陳述と論告、これは同じことを結局言っていないかとか、いろいろお考えになった点があるかもしれません。

例えば論告で求刑されますよね、懲役何年という形で。そこがずっと納得できる形でわかりやすくされていたかとか、弁護人の方で刑を軽くする事情を述べられたと思いますけれども、わかりやすかったでしょうか。

裁判員経験者8： 被害者のケアとか支援に乏しいということを感じました。そういうようなことも、今後の刑の執行にわたって、一部負担でもしてほしいという方策を考慮してほしいなど、つけ加えていただきたいという感想です。

司会者： そうしますと、強制わいせつ致傷で被害者の方に弁償がされていないという経済的な手当がされてなかったんですね。

裁判員経験者8： そのとおりですね。

裁判員経験者7： 弁護士さんが、おそらく国選弁護人だったんですが、最後まで被告人は、殺人の意思を認めなかったんですけども、そのやりとりの中で、やはりこちらが見ているだけでもちょっと弁護士さんの進め方が簡単というか、もう少しちょっと詰めていろいろ相談してやっておけば、もうちょっと違った結果にもなり得たのかなというぐらい、雑な仕事だったのは覚えています。そこら辺がちょっとお互いに主張し合う中で、力を出し切れていないかなとい

うのは感じました。

司会者： それはそうすると、わかりにくさ、わかりやすさのお話とは別に、ちょっと十分ではなかったように感じられたということですか。

裁判員経験者 7： そうですね。証拠とかいうよりも、その弁護する相手との打ち合わせがちょっと足りてないんじゃないかなというのは感じました。お互いに行こうとしてるその方向性がちょっと若干ずれてるなというのは感じました。

裁判員経験者 3： 7番さんと私もよく似た意見なんですけども、検察の方が被告人にいろいろ質問して被告人が答えているそのやりとりは、聞いている方がすごくわかりやすいものだったんですけど、弁護士さんが被告人にいろいろ聞いて、それに対して被告人も言葉が少なかったんですけども、弁護士さんが何を引き出そうとして質問されているのか、意図もちょっとよくわからず、今、この文章を読み始めて、こういう感じのことを言いたかったんやなというのが初めてわかるような感じでした。私も国選弁護人がそういうふうな、仕事ぶりといったら失礼なんですけど、そういう感じなのかなというふうに思っていました。

司会者： そうすると、弁護人と被告人のやりとりなんですけれども、何を聞きたいのか、ちょっとかみ合っていないように思えたんですね。

ほかの皆さん、いかがでしょう。論告についてはいかがでしょう。検察官が言いたいことがよくわかるような内容でしたか。

裁判員経験者 2： 弁護士さんには申しわけないですが、言葉が小さくてなかなか何を言ってるのかわからないというところがたくさんあったんですけども、検察官の方は本当にわかりやすくて、論告の方に関しても全然問題なく主張されてたと思いますし、我々もそれを納得できる範囲だったと認識しています。

裁判員経験者 1： 検察官がすごい若かったと思うんですけど、主張したいこと

がまとめられてて、裁判員裁判用のしゃべり方をされてたのかなと思うんですけど、すごくわかりやすかったです。

批判ではないんですけど、弁護士さんのほうは、刑を軽くするために何か施設のパンフレットとかを用意されてたんですけど、率直な感想は、パンフレットを見てもよくわからなくて、本当にわかりにくい方だったので、わかりやすくしてもらえた方が、僕らも判断のしがいいと思いますか、しやすかったのかなと思います。

裁判員経験者 2 : 確かにそのとおりで、パンフレットを持ってきて、被告人は大分飲酒がすごくて、前にも何か飲酒絡みの事件を起こされているということで、今回、反省されてるんで、ここの施設に入れますんで、軽くとは言わないけどもしてください的なことを言ってたんですけども、そういうパターンですよね。その施設もよくわかってなかったし、その説明も十分じゃないしというところで、何を言ってるんだというのは、はっきり言って大分わかってなかったです。

先ほど1番さんも言いましたけど、やっぱり検察官の方はなれてらっしゃるんだと思いますけど、こういう裁判員裁判用の本当にしゃべり方、話し方、だから非常にわかりやすかった。弁護士さんはそういう意味ではそういう経験が少ないのか、あの弁護士さんは若かったと思うんです。だから、そういう意味では経験がなくて、わかりにくいんじゃないかって、そういうできなかったという感じは、今、話を聞いてて、あ、そうだなと思い出したところです。

司会者 : そうでしたら、今日の2大テーマの後のほう、裁判員と裁判官のチームによる評議のほうに入りたいと思いますけれども、評議、主に量刑についての評議になると思いますけれども、裁判官のほうは、刑というのはこういうふうに決まりますという、量刑についての考え方の説明があったり、冒頭でも申し上げましたけれども、量刑検索システムという過去の裁判員制度が始まってからのものも全部入ってますし、そういった量刑のデータをグラフなどで多

分見られたと思います。それらについて、説明やグラフがわかりやすかったかどうかとか、評議の進め方についてこういう感想を持ったというようなものもございましたら、御意見をお伺いしたいと思います。

裁判員経験者6： 今、おっしゃっていただいたとおり、評議については、本当にいろいろ審理とか法廷で聞いたことは当然前提としてあるんですけど、いざ評議となりますと、なかなか素人では判断のしように困る部分もありました。目安となる根拠であるとか、該当する法令はこういったものがあって、1つの物差し、基準の自分なりの捉まえ方というのがまず1つ作れた部分があります。何よりもよかったなと思いますのは、評議を進めていく上で、まず非常に裁判官、裁判長始め、よく気配りしていただいて、全員の思い、意見を自分なりの言葉でどんどん発表しやすくさせていただいて、言葉で言えなければ、付箋を渡すから自由に書いてみてくださいと言われて、しばらくお時間いただいて、みんなの思うように書いたのを、ホワイトボードに裁判官の方も一評定者というような立場に立たれて貼っていただいて、それを見ながらまたみんなで議論していくような進め方をしていただきますので、これでいいのかなという部分で結構ばらつきがあるんですけど、そんな中でも、いや、僕はこう思うとか、私はこう思うみたいな部分も非常にけんけんごうごうまではいかなくても、まとめていくそういうプロセスを踏んでいただいて、なおかつ、一晩考えて明日また朝からやりましょうかというような、そういう余裕まで作っていただけだったので、出てきた結論としましては、裁判員それぞれが、裁判官、裁判長も含めて、今回の事案はこれが最も公平、妥当なものじゃないのかなというふうな自信を持ってといったら何ですけど、そんな気持ちで法廷に出れたなというような思いがありますので、私自身としては本当にいろんなパターンがあるとはいえ、人の一生を左右する判決といいますか、そういうものを出す上で素人の裁判員がかかわった中での整合性なり、納得性を導くそのプロセス、やり方というのは、本当に民間企業で勤めておっても、合意形成の作り方みたいなノウハ

ウはいろいろあるんですけど、進んでいるなというふうには思いましたね。

司会者： 今の納得のいくプロセスということで、判決の段階ではもう出した意見は全部出し切れたということでしょうか。

裁判員経験者 6： はい。

司会者： 評議の中で例えば意見、言おうと思ったんだけど飲み込んでしまったとか、言いにくかったとかそういうことはございませんでしたでしょうか。

裁判員経験者 6： なかったですね。

司会者： ほかの皆様の御意見はありますか。

裁判員経験者 4： 評議のプロセスで、私は裁判員として何ができるのかなと思って、ひとつはこの人は本当に有罪なのかどうなのか。その部分の認定ですよ。あともうひとつが、じゃ、それはどういう罪の重さで、刑罰としてはどうなのか。

正直言って、前者のほうはやはり今まで年齢重ねてくる社会のそういういろんなところの常識ですとか、経験ですとかを生かせる領域かなと思うんですけども、後者に至っては、あのシステム、データベースのようなものがないと絶対に無理ですね。そういったものでうまくパターンを評議のプロセスが練られていて、言葉は悪いですけど、白か黒かと。黒ですとなると、じゃ、罪の範囲でこの場合にはここからこの範囲と。過去の事例を見るところだよと。それがなかったら、もう個人のばらばらの意見でやると大変なことになると思いますので、あれはうまく統制のできたプロセスだったなと思います。

もちろん最初からそういうようなんだよというふうに言って、裁判員に選ばれた段階からその辺の説明があったら、もう少し気が楽だったかなというふうには今は思います。

司会者： 今、話題に出ました量刑検索システムのグラフの示すタイミングとか、いつぐらいだったんだけど、もっと早くてもよかったとか、もっと後のほうがよかったとか、そういった御意見もあるかと思うんですけども、ほかに

評議に関してどんなことでも結構ですので、御意見ございますでしょうか。

裁判員経験者 2 : 評議に関しては、今の検索システムというので説明もいただきましたし、我々の事案の場合のわいせつ行為に関して、大体このぐらいの量刑であるということは示されました。結局、最終的にはみんなの意見が調整できまして、最終的にはこれでいきましょうというのになったんですけど、それまでのプロセス、そこに割いた時間というのは大きな時間でありまして、量刑のシステムもありましたけども、再犯に対するこれまでのプロセスが入ってるかどうかちょっと疑問がありました。

司会者 : 量刑検索システムもいろんな要素を入れて絞り込めるんですけども、似たもの探しするのが目的ではなくて、それをひとつの参考にして、判断するのが誰かによって大きなばらつきはないようにはしつつ、やっぱり事件それぞれ違いますので、個別の事件で非常に悩まれたということは、大変参考になりました。ほかの皆さん、いかがでしょうか。

裁判員経験者 7 : 今回、量刑を決めるに当たって、量刑検索システムというのがスピーディーに、限られた時間の中で量刑を決めるときには、非常に参考になったと思います。

それに対して、裁判長、裁判官のアドバイスを得て、ある程度、一般人の私たちでもそういった量刑を決めていけたということは、素晴らしいことだと思います。

ただ、ここに参加するに至って、実際の量刑に対して民意を酌んだ量刑になってるのかどうなのかというところがありまして、量刑検索システム等があると、やはりそちらのほうの統計資料のほうに意見がある程度寄せられてしまう場合もあるかもしれないという印象でした。最終的にどうなのかといいますと、民意が求める量刑に達するには裁判員制度をずっと続けていって、量刑の基準とするラインが少しずつ変わって行って、みんなの思ってる量刑に、いわゆる抑止力になるような量刑になっていくのかなというので、ちょっと時間

がかかっていくんじゃないかなという，そういった印象は持ちました。

裁判員経験者 3： そのシステムの話なんですけど，すごくわかりやすくてよかったですと思うんですけど，後々考えれば考えるほど，何か例えばこういうふうに刺して死ぬかもしれないけど，単純にできた傷だけで刑が決まるのだったらもっと単純やと思うんですけど，そうじゃない感情的なところとかもあると思うんで，そういうのがシステムの中に入ると，もっとよくなるのかなというふうに思いました。

論告弁論が量刑要因に与えた影響についてなんですけれども，全然話が違うんですけど，グループワークをしてても，何か1人の人が言った意見にみんなが納得してしまうと，そっちに流れてしまうという傾向があったときに，自分がちょっとそれを，そういう影響を及ぼしてしまったんじゃないかというようなことがあって，何か意見を言うのも，まあ言うんですけど，言った後にちょっと反省してしまったというようなことがありました。

司会者： それでは，御出席いただいてる法曹三者の方から，論告弁論及び評議について，御質問や御意見，ございますでしょうか。

弁護士： いろいろと厳しい御意見をいただきました。持ち帰って，レベルアップを図るための材料にしたいと思います。どうもありがとうございます。

私からの質問なんですけど，ちょっと皆さんの担当された事件の法廷とか見てたわけではないんですけども，事件によっては弁護人のほうも判決の結論，このぐらいの刑が適当だという意見を述べるというケースもあります。皆さんの事件で弁護人が具体的な年数等の意見を言われたかどうかわからないですけども，もし弁護人からの求刑，弁護人からのその刑の重さについての意見があったときに，それが参考になったのか，ならなかったのか。あるいは何を言ってるか全然わからないとか，何か弁護人の意見についての具体的な刑の重さについての意見，お考えがあればお聞かせいただきたいと思います。

裁判員経験者 2： 我々のときは，多分弁護士さんは何年がいいとかは多分言

ってなかったと思います。逆に今の御質問で、何年ですとか、何年ぐらいが妥当じゃないですかと言われたら、それははっきり言って嫌ですよ、弁護士さんのほうが言うてくるのは。それはさっきの検察側のシステムじゃないですけど、そんなんでは判断できるものではないし、やはりそれは裁判して、裁判官なり裁判員なりが判断すべきことであって、弁護士のほうから3年と3か月と、6か月の猶予でお願いしますなんて言うのは変な話だと思います。それやったら初めから裁判もそんなに必死になって、我々、裁判員として厳しくやる必要はなくなってきちゃうのかなという感じがします。

裁判員経験者4： 我々の担当した事件では、弁護士さんがこれは過失傷害罪にとどまるというふうに主張されたんですよね。判決は違うものになってましたけども。ちょっと何か話が戻るみたいになるんですが、被告人側の証人で出てきた人について、弁護士さんがその証人を出してきた目的がよくわかりませんでした。

司会者： 3番さん、4番さんの事件で、被告人の情状証人ということで、今後監督していきますとか、おそらくそういう形で出てこられたのかなと思いますけれども、ちょっとその意図がよくわかりにくかったんです。では、この点について、ほかに御意見ある方おられませんか。

裁判員経験者5： 弁護士さんの方からそういう量刑のほうの申し出なんですけれども、どういうふうに評価を与えるかというふうに言われると、ここでは判断しかねますけども、効果はあると思います。

まず評議するときに、やっぱり何が一番もとになってるかというところ、求刑のところ、やはりもとになってると思います。それから、量刑資料等、検索資料等を見て考えるとは思いますが、やはりどこかに決められたその弁護士さんが言われた年数というの、念頭に置いて評議をすることにはなると思いますので、言っていただく分には別に僕は構わないと思います。

検察官： 弁護人とは違って、検察官は求刑ということで必ず具体的な年数を

論告の中で申し上げています。じゃ、何でこの数字なんだということをどう理解していただくかということに、非常にやっぱり検察官としては常に悩んでいまして、それぞれの検察官が論告の中でいかに裁判員の皆さんが聞いて、納得していただけるか、なるほど、そういうことでこの数字が出てくるのかというふうに思えるような内容ができてるのかというのを、日々考えておるんですけども、そういった意味でそれぞれの御経験された事案の中で、具体的な数字に行き着くまでの検察官の主張というのがわかりやすかったのかどうかという点について、教えていただければというふうに思います。

裁判員経験者 5 : 求刑が出たときなんですけども、やはり私たち素人ですので、その求刑に関しては、あ、こういうものなんだという形で、検察官の求刑がそうなんだというのがまず1つ頭に入ると思います。

終始、検察官の資料とかしゃべり方とかは、すごくわかりやすかったので、非常によかったと思います。ちょっと別室でほかの裁判を見させてもらう機会がありまして、そのときも検察官の方、しゃべっておられたんですけど、早口でしゃべっておられたので、やはり裁判員裁判用のしゃべり方というのをしていただいて、すごくわかりやすかったと思います。

裁判員経験者 4 : 検察官は非常に理路整然とまとめられてらっしゃるし、なぜ懲役何年なのかとか、そこに行き着くようなストーリーがちゃんとでき上がってて、それに沿ったわかりやすい説明だったと思います。

司会者 : 次に、裁判員の皆様は評議の秘密、それから知り得た個人情報、記録から知った個人情報、被害者の電話番号とかそういったものについて漏らしてはいけないという守秘義務、秘密を守る義務が課されておりまして、人によってはちょっとこれが負担だという御意見もあるところなんですけども、この守秘義務について、例えば御負担に思われたりしたことがないかどうか、ちょっと何人かの方の御意見をお聞きしたいと思うんですけども、いかがでしょうか。

裁判員経験者 3 : 裁判員裁判に行っているということは、職場とかには言っているのですが、多分みんなどういう裁判なのかと聞いてくるだろうと思って、どういう感じでしゃべればいいのかというのが自分ではもうよくわからなかったもので、新聞記事を持って行って、こういう事件の裁判をしてきましたというふうに言いました。せっかく裁判員をやったということを、こんなんやってきたよと言えると、何か裾野が広がるような気はしたんですけど、そこがちょっと苦痛に感じました。でも、その事件そのものに関しては、自分でわからないところはやっぱり新聞で発表されてる分だけを言っているのが一番安全かなと思って、そこだけに限らせてもらいました。

司会者 : そうすると、経験を広げたいんだけど、ちょっと自制がかかったという意味であって、その守秘義務が負担だったということではないんですね。

裁判員経験者 3 : そうではないです。

司会者 : 公開の法廷で証人がこんなこと言いましたとか、こんな事件でしたということは、傍聴に来た人は見えていますので、それは秘密ではありません。守秘義務について、ほかの方、御意見ございますか。

裁判員経験者 7 : 守秘義務についてなんですが、実際に私がどこまでがそれに当たるのかどうなのかというのが、即座に判断ができないことが多いので、結局、この参加したこと自体の話題に触れないまま過ごしてるというのが一番ストレスを感じない方法でして、最初に例えばもっと判断しやすい基準を教えてください、こういう場合だといいですよ、だめですよというのが瞬時に判断できるのであれば、もうちょっとこの裁判員の経験をみんなに伝えるときに、もうちょっとうまく伝えれるんですけども、その判断がちょっとしにくいときがあるんで、そうなるとちょっともう面倒くさいなと思って、じゃ、これはもう話題から外そうというところなんで、先ほど3番さんがおっしゃったように、ほかの人にもいろいろと興味を持ってもらいたい内容なので、その辺を広げるのに、広げたいんですけど、ちょっと広げづらいというところがあって、負担

には感じないんですけど、そういった印象です。

司会者： 今日、皆さん非常に事件の中身にも踏み込んだ意見を言っていたいてますけど、守秘義務に触れるような内容はございませんし、基本的に公開法廷で行われてることは秘密ではありませんので、証人がこんなことを言っていた、こんな証拠が出たよとか、被告人は、こんなことを言っていたよとか、そういうことは秘密ではありません。

皆さんの貴重な御経験というのは、できれば広い範囲で共有していただいて、これから裁判員になられる方へのメッセージ、この後、皆さん述べてもらいますけども、せっかく経験していただいたことは共有していただくということで、お願いできればなと思っております。

それでは、この後、報道機関からの質問はあるんですけども、それを除けばもう最後の意見交換になりますけれども、これは皆様全員にお伺いしたいと思いますが、全般的な御感想ですね。特にこれから裁判員になられる方にメッセージ、御自分の御感想とこれから裁判員に選ばれる方へのメッセージを、お一人ずつお伺いしたいと思います。

裁判員経験者 1： これから裁判員になられる方へのメッセージなんですけども、多分ほとんどの方が裁判というか、法律関係にかかわることはないと思うので、一度はそれに当たればやってみられた方がいいんじゃないか。やってみると興味も湧きますし、自分にとってプラスになることが多いと思いますので、積極的に参加された方がいいかなと思いました。

裁判員経験者 2： やはり普通の場合、裁判所に来ること自体がめったにないことで、こういう場所にいるということが自分としては不思議なぐらいです。こういう経験することはやはりいいことだと思いますし、また、この裁判というのは人を裁くことになります。その裁かれる人と裁く人がいるということで、裁くほうに自分が身を置いてるということになると、自分の生き方としてよくなっていけるいい経験だったと思います。ここに来ることによって、罪とか犯

罪とかというものの自分の中では、今までももちろんそんなことをすることも
ないし、したこともないんですけども、より一層にそういうことに対する認識
というのが大分できたと思います。

裁判員経験者 3 : 私もさっきのお二方が言われたように、もし裁判員に選ば
れることがあれば、ぜひやっていただきたいなと思います。それはやっぱりい
ろんな考え方をを持った人がいて、自分もその中に身を置いて一緒に議論をして
いけるというところが、不謹慎なんですけれども、すごく充実した時間だった
なと思ったからです。

裁判員経験者 4 : 非常にいいチャンスだと思います。正直言って、日々ぼろ
っとしてたって1日過ぎていきます。何にも考えずにそうやっていってもでき
ます。だけど、何か本当に裁判員としてあそこに座るという経験は、やっぱり
自分自身を見つめるいいチャンスだと思います。そこから今までなかったよう
な問題意識なりが芽生えてきます。そういう意識を持たざるを得ませんでした。

裁判員経験者 5 : これから裁判員となられる方へ、不安や緊張はあると思
いますが、そちらのほうは裁判所の方がカバーしてくれます。知識がないと思
いがちですけども、人が人を裁くということなので、こちらのほうは真摯に考
えて、気軽な気持ちではなく、そういう真摯な気持ちで来ていただければいい
なと思います。

裁判員経験者 6 : 2つありますが、1つはこの裁判員制度の目指す趣旨とい
いますか、制度の重要性が非常に大きいものがあると思います。先ほどの5番
の方がおっしゃいましたように、私たちの事案が、評決が終わってほっとした
ときに、別の法廷を見学する機会があったんですけど、事案は今、毎日のよう
に発生しております高齢者を狙った詐欺みたいな事案で、若い人が何かアルバ
イトの小遣い稼ぎのような見張り役をやって現行犯で逮捕されたという事案だ
ったと思いますけど、非常に検察官の論告が、もう立て板に水のごとく早口で
おっしゃいますもんですから、本当に意味も何もわからずに終わったんですが、

裁判員裁判がこういった感覚で1週間かかってみんながけんけんごうごうと自分の経験を述べ合うという、こういう制度とといいますか、やり方というのは、非常に大切なことやなというふうに感じました。

2つ目には、裁判って怖いとか言うこともあるんですが、安心して参加されたらというように思います。初日の最初から玄関でお出迎えをさせていただいて、最終日は門の外までお見送りということで、これは何もおもてなしだけではなく、やはり裁判員のプライバシーとといいますか、そういう安全面というか、保安、保全措置を十分に配慮されていますので、本当にひとつ安心して、参加されたらよいと思います。選ばれなくても傍聴席に数年に一遍座るのだけでも自分の振り返りになるのかなと思いました。

裁判員経験者7：裁判員になるには、多分非常に確率からいうと低い確率でなったものでして、この確率で当たったということが1つの運命だと思ってます。ですから、そのチャンスを逃さないというところで、ぜひ参加をしていただきたいと思ってます。

やはり日常で生活してますと、こういった事件とかそういうのを目の当たりにはすることは多分ないと思います。で、テレビの画面を通してそういった事件を知るという程度なので、実際にこういったところはないんですが、こうやって裁判員を経験させていただいて、やはり世の中にはこういったことが起きてるんだと。そういったことに対して、やはり深く深く考えていく。こういったことはやはり生きていく中でなかなかないことなので、またそれを深く考えてそれでそれを後々の量刑に反映していくということが、やはり社会に貢献することもなかなかないですから、こういったところでひとつ社会に貢献をしているというところが、自分があるというところで、非常に参加することに意義があるかなというふうに感じております。

裁判員経験者8：ただ1点、今後メッセージと言ったら語弊があるんですけど、一言言っておきたいのが、裁判員が、我々が法廷において被告人質問

が許される際、ぜひとも裁判員の方、本人自身が積極的に質問してほしいということが痛感できたんです。というのは、元来私たちは裁判官の方に敬意を払っているために、裁判員の代弁を依頼することが多いんです。というのは、こういうことを本当は聞きたいんですけど、よろしくお願ひしますというようなことを、私、ちょっと依頼したことがあったんですが、被告人の真意があまりつかめなかったのが現状だったんです。それで直接被告人に犯罪に至った経緯とか、犯人だけの真相、真意、これを質問することで、その答弁の内容から、また、本人の態度とかいうその状態から判断、結審する、その判断材料が要因に寄与するのではないかと今後思っているんですけど。その点をちょっと最後ながら考慮してほしいなと思いました。

司会者： 裁判員として質問したいことがあったとき、裁判官にちょっと聞いてもらう方法と御自分で聞く方法も裁判員法が規定してますので、その方がいいよという後輩に対するメッセージですね。

それでは、法曹三者の方から簡単に今日の御感想をお聞きしたいと思います

検察官： 本日はお疲れさまでした。今日いろいろ感想、御意見、お聞かせいただきまして、本当に本当に裁判員の皆さんがさまざまなバックグラウンドを持ちながら、それを生かして真摯に裁判に取り組まれてるなということがよくわかりました。本当に頭の下がる思いがしました。

今日いただいた御意見などを参考にして、多様な意見がある中でいかにそういった裁判員の皆様が判断するのに資するようなわかりやすい、そして適切な主張、立証を今後もできるように、より一層、検察官としても精進していきなきゃいけないというふうに改めて思いました。本日は本当にありがとうございました。

弁護士： 今日皆さんがとても一生懸命、真摯に法廷に臨んでいらっしゃったということがわかりました。その中で、弁護人の活動がどのように目に映っていたのかということがよくわかりました。

私としては、大変たくさん大きな宿題をいただいたと思っています。よりわかりやすい弁護活動，それから皆さんに理解いただける主張とか，尋問のあり方とか，課題はたくさんあったと思っています。今日いただいた御意見は弁護士会のほうに持ち帰って，今後の研修等に生かしていきたいと思っています。今日本当にありがとうございました。

裁判官： 皆さん，どうもお疲れさまでした。今日皆さんから，本当に忌憚のない御意見を賜ったと思います。いろんな戸惑いや悩みを実は抱えておられた方も多かったかと思いますが，そのあたりを正直にお話しただいて，本当に助かったなと感謝申し上げたいと思います。

裁判員制度は間もなく9年経過しようとしてるんですが，大分初めの時期に比べると，だんだんと法曹三者のほうもこんなものかなと，この程度でいいのかなというふうになれが生じたように，私個人的には感じています。しかし，それは多分今日のお話を聞いてても，裁判員の方が実は深く深くいろんなことを考えてるのに，法曹三者の方がその裁判員の持つる力を十分引き出せていないんじゃないかと。まだまだ制度の可能性があるので，それを引き出そうとしてないんじゃないかと，こんなことを危惧しております。

今日のお話を聞いても，やはり皆さん真剣に取り組んでいただく中で力を発揮していただいているということがよくわかりましたので，法曹三者，裁判所を含めてやっぱりこの制度の持つ可能性をもっともっと引き出せるように，切磋琢磨に努めないかなと思います。

一件一件全力で取り組んでおるつもりですが，今日いただいた反省点を生かして，今後一層皆様のお役に立てるように，また，ともにいい裁判がつくっていけるように力を尽くしてまいりたいと改めて思いました。今日は本当にありがとうございました。

司会者： それでは，残された時間は報道機関のほうから御質問いただいておりますので，それについてどなたか御回答いただくという形で進めたいと思います。

3点、質問を受けておりました、まず1点目ですけれども、裁判員制度が始まって10年近くなりますが、皆さんが裁判員に選ばれる前に制度についてどの程度知識がありましたかと、そういう質問になります。どなたかがでしょうか。

裁判員経験者4： 恥ずかしいけど、制度だけ知ってました。本音はそんなところです。詳しいことはとんでもないところから送られてきた封筒の中にいろいろなことが書いてあったんで、そこで初めて、あ、こんなものかというのを知りました。

司会者： ほかの方でいかがでしょうか。皆さん、同じような感じですか。では、2番目のほうの質問にいきたいと思いますが、皆さんが担当された事件が報道された場合という御質問だと思うんですが、公判の前、あるいは公判の最中、そういう報道に何か影響を受けた方はおられますかという、そういう御質問なんですけれども、例えば新聞を毎日見てたけど、別にそれで影響受けなかったとか、そういう御回答もあるかと思いますが、何かそういう気をつけておられた方はおられますか。

裁判員経験者3： 新聞で今回の裁判員裁判はこういう事件だったというのが見たんですけれども、それによって、自分が心理的に影響を受けたということではなくて、新聞に載るぐらいの事件なので、どこまでも中立に判断しないといけないというような思いは持ちました。

司会者： 恐らく初日ぐらいにもう裁判長から、証拠に基づいて裁判してくださいという御説明があって、多分それが繰り返しあったと思いますので、何か報道で影響を受けた、何か意見が変わったという方はおられないということでもよろしいんですかね。何か影響を受けた方はおられますか。よろしいですかね。わかりました。

そしたら、3番目の質問ですけれども、御自身が経験した公判や評議を振り返って、裁判員制度によって市民感覚を取り入れるということができていると

思うかどうかと、そういう御質問が報道機関からされてますけども、もう御自身の御経験、感覚で結構なんですけど、いかがでしょうか。どうぞ、2番さん。

裁判員経験者2： 経験がこれで市民感覚が取り入れることができるかということに対しては、我々の事案の場合は、先ほども言ってたわいせつ行為だったので、女性も入ってますし、そこでまた意見も出ますし、また男性の意見もありますし、本当に一般市民がわいせつ行為に対してどう思ってるかということが、けんけんごうごうとできたということは、今までの裁判で裁判官が3人なりで判断するよりは、はるかに市民感覚的に、市民というか国民感覚的になってるんじゃないかなという感覚は持ちました。

司会者： 例えば裁判官3人が前にいるので意見が言いにくいとか、意見を曲げてしまったとかいうことはなかったですか。

裁判員経験者2： それはなかったです。もうあくまでも全員で、それこそけんけんごうごうでした。

司会者： 市民感覚、国民感覚が取り入れられたかどうかということについて、ほかの皆様、いかがですか。

裁判員経験者7： 市民感覚を取り入れることができたかということ、できつつあると思います。ただ、取り巻く環境が今、これ日本人に対してなんですけど、周りに今、非常にインバウンドの方である、民泊でいろいろ住まれてる方とか、そういった外国の方も非常に増えてきまして、そういった方の犯罪も増えているので、もう少し今度はグローバル化のほうにいくというところで、そういうふうな予測はしてます。ただ、今現状では日本の国内で起きてる日本人が起こした事件に関しては、すごくだんだん民意感覚になってきていると思います。

司会者： 裁判員経験者8名の皆様には、長時間、意見交換会に御参加いただきまして、まことにありがとうございました。本日お聞かせいただきました貴重な御意見を参考にしながら、私たち裁判所を含む法曹三者におきまして、裁判員制度の運用をさらに質を高めていくと、裁判所も決して満足しておりませ

ん。先ほど裁判官も申し上げましたとおり，よりよい制度にできるんじゃないかというふうに思っておりますので，そのために活用させていただきたい，貴重な御意見を生かさせていただきたいというふうに思います。

本日はありがとうございました。

以 上